

公立保護者 各位

こども保育課長

保護者の皆様には日頃より習志野市保育行政への御理解、御協力をいただきありがとうございます。

この度、「緊急事態宣言解除」発令を受け、市教育委員会とこども部との協議の上、幼稚園・こども園・保育所等における新しい生活スタイル〈習志野版〉を下記のとおり改訂いたしました。保護者の皆様には、今後とも御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

令和3年11月1日版 ～学校の行動基準レベル1～

(地域の感染レベル)

※こども園・保育所等は学校の行動基準に準じる

(参考引用資料:厚生労働省「新しい生活様式の実践例」)

**◎一人ひとりの基本的感染対策(全員)**

- 人との間隔はできるだけ1m以上空ける。(以下、「ソーシャルディスタンス」という。)
- 施設内では幼児組のマスク着用を推奨する。ただし、室外で周囲と十分距離が取れる場合(2m以上)は、マスクを外すことも可能とする。マスク着用の際には、必ず職員の監督下のもと息苦しさを感じていないか等、安全面に十分配慮する。乳児にマスク着用は難しいが、大人は必ず着用し、真正面での会話は可能な限り避ける。
- 体を動かす活動の際は、マスクをしない。また、幼児は、マスク着脱の判断が自分では難しい年齢であることを考慮し、息苦しさを感じる時、持続的なマスクの着用が困難な状況と大人が判断をした時は、マスクを外す等、幼児の体調面に十分に注意し、適切に指示をする。
- マスクを着用していると水分を摂取する機会が少なくなる傾向にあるため、定期的に水分補給をし、脱水症状に注意する。また、休憩時間を確保する。
- 換気扇のある保育室は、換気扇を常時回し保育室廊下側の上窓2か所と廊下の窓を1～2か所、それぞれ20cm以上開ける。換気扇のない保育室では、空気の対流に配慮し、保育室内の2方向の上窓と廊下の窓をか所、それぞれ20cm以上開ける。気候上困難な場合は30分に1回以上、数分間程度窓を全開にし、廊下の窓も安全に配慮し気候に留意しながら適度に開ける。戸外遊び時や保育終了後は、5分～10分程度窓を全開にし、空気の入替えを行う。
- 寒冷期においては、換気をすることで室温が上がらないことが考えられるため、必要に応じて室内でも上着を羽織る等防寒対策をとる。また、適度な湿度を保つために加湿器を使用したり、濡れタオルを干したりする等の対策をとる。(寒冷期の室温は18℃、湿度は40%を目安)。
- こまめな消毒を実施する。
- 咳・くしゃみをするときはマスクをしていても袖や手で口・鼻を覆う。手で覆った際は、必ず手洗いをを行う。
- 手洗いは水と石鹸で30秒程度洗う。給食前、戸外・他の保育室から戻った時等、活動の切れ目に必ず手洗いをを行う習慣をつける。
- 子どもにおいては、前夜の体温確認と当日の朝、昼に検温をし体調確認を行ってから保育室内に入る。体調の悪い日は、欠席等の安全策がとれるようにする。
- 職員においては、毎朝、昼、退勤時に検温をし、体調の悪い日は保育に入らない、欠勤の安全策を取る。
- 感染者発生時に備え、子どもの健康状態の記録を月末に集め、1カ月間保管し、その後シュレッダーを使い破棄する。

### ★子ども同士

- 手洗いやうがいをする流し場、給食配膳やおやつ、食事中、登降園(所)時の玄関、所持品の整理などでは、密集を避けるため時間差をつける。
- 整列時のソーシャルディスタンスの確保を知らせるための環境を整える。(目印を付ける)
- 天気の良い日は戸外での遊びを促すが、学年、年齢ごとに時間帯を分ける等密集・密接にならないようにする。遊戯室、空き保育室等も使用し、分散する等工夫する。
- トイレは密集、密接しないよう時間差をつけて誘う。換気扇を必ず回し、窓を開け、換気に努める。便器はこまめに消毒する。(トイレのドアノブ等も同様)
- 遊具の共有はやむを得ないが、こまめな消毒を心がける。十分な数の遊具を用意し貸し借りがなるべく少なくできる配慮をする。やむを得ず遊具の貸し借りを行う際は、使用後に手洗いをを行う。
- 幼児組の廊下歩行は、1列とし、ソーシャルディスタンスを十分にとる。

### ★職員同士

- 職員が子どもたちの模範となるよう、廊下歩行の仕方やソーシャルディスタンスを守る。
- 職員室に集まる際は、1m以上の距離を保つ。また、密集しないよう時間差や場を分けて休憩が取れるようにする。
- 勤務時間外や休日についても、感染症対策は継続していることを十分理解し、体調管理と、公務員としての自覚ある行動を心がける(特に会合や会食等は十分注意すること)
- 共用する部分(机やドアノブ、手すり等)や遊具は、昼食後や保育終了後、必要時に必ず消毒を行う。  
(次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使う。詳しくは、幼稚園令和2年4月27日付け教学号外より発令された文書・保育所こども園は令和2年3月5日以降の本部掲示板かメールを参照 0.05%次亜塩素酸ナトリウム溶液)
- 職員の正しいマスクの着用(可能な限り不織布マスクを使用、マウスガードは不可、必要に応じてフェイスシールドを使用する際はマスクと併用する)、社会的距離の確保、換気の徹底、手洗いの徹底、昼食時や休憩、更衣室等マスクを外す場面は特に感染防止について留意する。
- 発熱や風邪等があるときには、出勤をしない。また、同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染した、濃厚接触者または、その候補に特定された、または保健所や医師の指導によりPCR検査や抗原検査を受ける場合においても出勤を見合わせる。

### ★職員と子ども

- 保育中の集まりは密集しないよう半円型で座り話が聞けるようにする。どこからも最低1m以上の距離をとる。
- 乳児保育は抱っこやおんぶが必要なので密接はやむを得ない。感染しない感染させないために手洗いや消毒を十分に実施する。
- 密集・密接状態にならないよう見守るが、注意中心の保育にならないよう、環境の工夫を施設全体で取り組む。

### ★家庭との連携

- 施設は、子どもだけではなく、同居している家族の健康状態等の確認を依頼し、記録する。
- 子どもに発熱や風邪症状がある場合や同居家族の体調不良の際は、登園(所)を控えるよう依頼する。
- 施設は、子ども及び同居家族が保健所や医師の指導によりPCR検査や抗原検査を受けた、新型コロナウイルス感染症に感染した、濃厚接触者に特定された場合は、速やかに園(所)に連絡し、登園(所)を控えるよう依頼する。  
※同居している方に発熱や風邪症状がみられても、子どもにその症状がなければ登園(所)してよい。
- 不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの効果があるとされることを保護者に適宜情報提供する。

### ★地域との連携

- PTAにおける話し合い・打ち合わせ等の活動やボランティア等外部参加については、書面でのやり取りに変えたり、1部屋少人数にとどめ、「3密」を避けたりするよう十分留意し、発熱や風邪の症状がある場合は無理せず参加しないよう依頼する。
- 不特定多数の人が参加する地域行事等については、開催・参加を含めて習志野版あたらしいルール【イベント】に則り、地域とよく協議をし、地域とのつながりを大切にしつつ、慎重に判断する。
- できるだけ接触確認アプリ(厚生労働省)の利用を促す。
- 施設の出入口などの主な場所に手指消毒薬を設置する。安全面の観点から子どもだけでは使用しない。

### ★来園(所)者との面会

- 外部からの来園(所)者に対し、玄関等での検温、手指の消毒を実施し来園(所)者記録を残す。この記録は、1カ月間保管し、その後シュレッターを使用し破棄する。

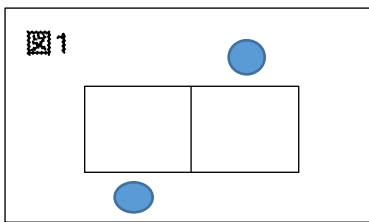
## 【生活場面でのポイント】

### ★保育について

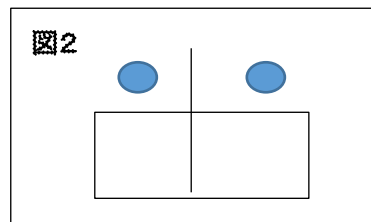
- 集まりは椅子を使って間隔を取る。椅子に座る際も印で示す。
- 制作などの活動はクラスを分散、座り方も対角線を基本とする。(図1)
- 歌唱指導は、マスク着用の下、一方向を向いて行う。十分な間隔(前後、最低2m)を空けて、向かい合わない配慮をした上で、一時的にマスクを外して実施する。実施前や終了後は、窓を全開して空気を入れ替え、エアロゾル対策を講じる。
- 職員が声を大きく発する場面や集団に向けて話をする場面等においては、視聴覚機器(声を録音して聴かせる、マイクを使用する等)や視聴覚教材を活用し、声を大きく発する場면을なくす等の工夫をする。
- 口にくわえる楽器(鍵盤ハーモニカ等)を使用した活動においては、身体的距離(前後2m以上)を十分とった上で、飛散防止や隊形の工夫等、可能な限り感染症対策を行った上で、慎重に判断し実施を検討する。
- 密集・接触する運動については、前後の手洗いやうがいに加え、事前の健康観察を徹底した上で実施する。
- 屋外での活動におけるマスクの必要はないが、距離を2m以上確保する。
- マスクを着用している場合は、心拍数を急上昇させるような遊びはしない。
- 個人で取り組む活動を中心に遊びのコーナーを設定するよう努める。
- グループ活動及びペアでの活動は、一定の距離を保ち、回数や時間を絞る等の工夫をする。

### ★給食活動、おやつについて

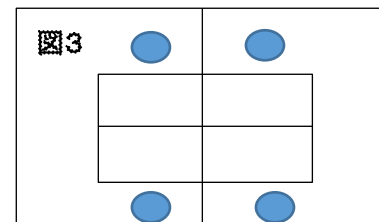
- 空き保育室や時間差等を活用して密を作らない。
- 配膳中は、密にならない、列を作らない配慮をする。
- 片付けの際は、密集しないよう、食べ終わった子どもから順次片付ける等工夫する。
- 歯磨きについては、換気の良い環境で、距離を保ち、時間差をつけ、飛沫が飛び散らないよう注意しながら行うようにする。
- 食事の場面において、距離をとり対角線(図1)に座っていてもしきり(アクリル板の活用等)を設定し会話をしないことを徹底する。(図2)



距離をとり対角線に座る



横に並ぶ場合はしきりを座っている位置まで設定



対角線にできない場合はしきりを十字に設定し座っている位置まで設定

### ★午睡について

- 子どもの顔と顔が近づかないよう互い違いに寝かせるなどの工夫をする。また、布団と布団、ベッドとベッドが密着しないように並べる。
- 午睡室は換気を常に行う。また一部屋にまとめず、なるべく分散して午睡できるよう配慮をする。

### ★行事について

- 3密を避けるための対策を徹底できる場合は、実施する。(人との間隔は前後左右1m以上確保)
- 保護者が参加する場合は、参加する保護者の把握をし、検温と健康状態の自己申告を依頼するとともに、入り口など主な場所に手指消毒薬を設置する。
- 大きな声での会話や声援などは控え、参加者同士の身体の接触を伴う演出(触れ合うダンス、ハイタッチ、肩くみ等)は行わない。
- 保護者は、参加型ではなく、距離を取った参観型、人数が多いクラスは何回かに分ける等検討する。

### ★清掃・消毒

- 子どもが触れる場所、遊具等はこまめな消毒を行う。遊具は消毒しやすいもの、洗濯しやすい素材を選ぶ。
- 子どもの密を避けるために室内は広く取り、掃除、消毒がしやすい状態を作る。

## 附 則

この生活スタイルは、令和2年5月27日に交付し、6月1日から施行する。

この生活スタイルは、令和2年7月1日に改訂し、施行する。(主に熱中症予防について改訂)

この生活スタイルは、令和2年9月7日に改訂し、施行する。(主に家庭との連携について改訂)

この生活スタイルは、令和2年12月7日に改訂し、施行する。

(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「寒冷な場合における新型コロナ感染防止等のポイント」の追記による改訂)

この生活スタイルは、令和3年1月21日に改訂し、施行する。(令和3年1月7日の緊急事態宣言の発出による改訂)

この生活スタイルは、令和3年4月2日に改訂し、施行する。(令和3年3月21日の緊急事態宣言の解除による改訂)

この生活スタイルは、令和3年5月28日に改訂し、施行する。

(文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル・千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」の変更による改訂)

この生活スタイルは、令和3年7月9日に改訂し、施行する。

(文部科学省「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」)

この生活スタイルは、令和3年8月3日に改訂し、施行する。

(令和3年7月30日の緊急事態宣言の発出による改訂 千葉県教育委員会「緊急事態宣言の発令に伴う感染防止対策の徹底及び児童生徒等の教育活動等の機会の確保について」)

この生活スタイルは、令和3年8月31日に改訂し、施行する。

(千葉県教育委員会「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」)

この生活スタイルは、令和3年10月4日に改訂し、施行する。

(「千葉県教育委員会「緊急事態宣言の解除に伴う県立学校の教育活動等について」)

この生活スタイルは、令和3年11月1日に改訂し、施行する。

(千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン(令和3年10月7日版)」)